

## 青森県農村整備課所管業務における情報共有システム利用基準

### 1 対象業務

農村整備課所管業務のうち、受注者から情報共有システム（以下「システム」という。）の利用について協議があった業務を対象とする。

### 2 対象書類

下表及び利用予定システムの対応書類を参考に、「業務における事前協議チェックシート」により対象書類を協議し決定する。

なお、協議の結果、一部書類についてシステムを利用せず紙提出としてもよい。

主な提出書類	システム 利用	電子 納品	システム利用時の 提出方法	備考
業務打合簿（協議、承諾、提出等）			各様式を使用する。	
履行報告書				
業務計画書			業務打合簿を鑑として 使用し、書類を添付す る。	
貸与品借用書				
貸与品返納書				
事故報告書				
照査報告書				
身分証明書交付願				
その他書類	×	×	（紙提出とする。）	契約・支払手続関係書類や完成書類等

：システムの利用が可能、×：システムを利用しない（紙提出）

：システムを利用した場合は必須

### 3 添付ファイル

受発注者がシステムを利用する場合、添付ファイルはPDF形式とし、添付ファイル数は1つを標準とする。

### 4 利用システムの選定

「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev.1.5）」（国土交通省、令和5年3月）を満たすシステムの中から受注者が選択する。

### 5 システムの利用期間

システムの利用期間は、利用契約月から完成検査日が属する月までを標準とする。

### 6 見積の提出

2による協議後、受注者は業務打合簿によりシステム利用料金が見積を提出す

る。見積は利用月数、1か月あたりの利用料（単価）及び仕様（保存容量や3次元データ閲覧機能の有無等、選択したプランの概要）を明記すること。

## 7 費用

システムの利用に必要な費用は、受注者から提出された見積に基づき、以下の金額を計上する。費用は間接原価、一般管理費等の対象外とする。

計上金額 = 1か月あたりの利用料（単価）× 利用月数

## 8 システム登録対象者

システムの登録対象者のうち、発注者として登録する利用者は以下の（1）及び（2）の職員を標準とする。また、対象職員に変更が生じた場合、受注者は速やかに変更手続きを行うものとする。

### （1）当初から登録する職員（調査職員）

- ア 総括調査員
- イ 主任調査員
- ウ 調査員のうち担当職員

### （2）必要に応じて登録する職員及び登録時期

#### ア 検査職員

完成届等の提出後、完成検査等の実施について調査職員から連絡がある場合に追加する。

## 9 決裁順序

受注者がシステム利用開始時に設定する決裁順序は、下表の2種類を標準とし、「青森県農林水産部農村整備課土木工事施工監督執務基準（別表1）監督にかかる業務分掌標準一覧表」に準じ、必要に応じて、変更する。

	発議者	回覧・決裁者（左から順に回覧・決裁）		
1	受注者	調査員	主任調査員	総括調査員（決裁）
2	調査員	主任調査員	総括調査員	受注者（決裁）

## 10 書類の納品及び保管

- （1）システムを利用した書類は、原則として電子納品とする。
- （2）フォルダ構成や作成ファイル等は「電子納品運用ガイドライン」（青森県農林水産部）による。
- （3）電子納品を行う書類について、受注者は発注者保管用書類の印刷・提出を行わないこととする（発注者が紙で保管するための印刷は、全て発注者が行う）。

## 附 則

この基準は、令和6年4月1日以降に公告又は指名通知する業務から適用する。